

【公告】 会員権停止

高石市西取石五ノ八ノ一六
株式会社ミルフィーユホーム
代表取締役 堀井 透

右の者は、重要事項説明義務違反、契約の締結時における書面への宅地建物取引士の記名押印義務違反、及び、瑕疵担保責任についての特約の制限違反により、平成三〇年四月二〇日付で業務停止七日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、平成三〇年八月一〇日から四〇日間会員権を停止する。

平成三〇年八月一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会長 阪井 一 仁
綱紀自主規制委員会
委員長 光山 嘉 一